

## 農地法第18条第6項の規定による通知書（合意による解約等）

### 〔農地法第3条、農業経営基盤強化促進法(利用権)〕

農地等の賃貸借の解約をする場合は、あらかじめ京都府知事の許可が必要です。

ただし、許可を要しないで解約することができる例外として、土地の引渡し前6ヶ月以内に書面により行った合意解約で、解約をした翌日から30日以内に農業委員会へ通知をした場合等があります。

このような許可を要しないで解約する場合には、農業委員会へ下記の書類を提出してください。

### 提出書類一覧表

番号	書類名	摘要	提出	交付機関	提出部数	備考
1	農地法第18条第6項の規定による通知書	賃貸人と賃借人の双方の実印を押印	原本		1	
2	印鑑登録証明書（個人） 印鑑証明書（法人）	賃貸人と賃借人の双方必要	原本	市町村役場 法務局	1	
3	土地の登記事項証明書	全部事項証明書に限る	原本	法務局	1	
4	住民票（戸籍）等	土地の登記事項証明書の所有者（住所、氏名）が印鑑登録証明書と異なる場合	原本	市町村役場	1	土地の登記事項証明書の所有者（住所、氏名）が同一であることが確認できること
5	合意解約書	合意解約の場合	原本		1	賃貸人と賃借人の双方の実印を押印
6	信託契約書	法第18条第1項第1号に該当して同項の許可を要しないで行われた場合	写し		1	解約の申入れ、合意による解約又は賃貸借の更新をしない旨の通知が信託財産につき行われる場合
7	賃貸借契約書	法第18条第1項第3号に該当して同項の許可を要しないで行われた場合	写し		1	賃貸借の更新をしない旨の通知が10年以上の期間の定めがある賃貸借又は水田裏作を目的とする賃貸借につき行われる場合
8	調停調書謄本	農事調停の場合	写し		1	
9	委任状	代理申請／受理	原本		1	

※ 提出する証明書は発行から3ヶ月以内の物を用意してください。

※ 原本還付をご希望の場合は、窓口で原本確認をしますので原本を持参してください。

※ 必要に応じて、記載した以外の添付書類を求める場合があります。